

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 部会・プロジェクト議事録

<p>部会・プロジェクト名</p> <p>第4回地域自立支援協議会検討プロジェクト</p>	<p>開催日：令和3年 12月21日（火）</p> <p>時間：9時30分～</p> <p>場所：松本市梓川公民館 多目的会議室</p>
<p>参加者構成機関名</p> <p>松本市、塩尻市、朝日村、山形村、基幹相談支援センター、特定非営利活動法人ケ・セラ、塩尻市社会福祉協議会、中信社会福祉協会、アルプス福祉会、松本保健福祉事務所 福祉課、自立支援協議会 事務局</p>	
<p>次第</p> <p>(1)第3回幹事会及び第2回協議会を受けて (2)地域協議会における課題の整理</p> <p>(3)意見交換 (4)このプロジェクトの今後について</p>	

<p>会議内容</p> <p>(1) 感想、意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まだイメージが共有されていない。複数の関係機関で不安も感じられているようだ。 ・地域協議会の目的の1つには、多くの事業所が集まることができる開かれた協議会であること。 ・やっていく中で修正をしていっても良いのではないか。 ・実は協議会に関する取り組みをあまり行っていない自治体も全国にはある。長野県はよく取り組んでいる。 ・各市村で温度差が出るのは仕方ない。協議会や幹事会、部会などに出ている人は良く分かる。 ・今後、児童や高齢も含めた重層的な支援体制を国は求めている。そうなると分かれていないと、益々大きな組織となり、動きにくくなる。 ・これまでグループホーム連絡会等の場があり参加をしてきたので、今回の地域毎という議論の前にイメージができる場があり有難かった。 ・ボイスがイメージ作りをリードしてくれた。 ・改めて地域協議会の意味をきちんと理解しておく必要がある。 <p>(2)</p> <p>(来春からスタートできることを想定)</p> <p>①地域協議会の要綱づくりの責任の主体とスケジュール（幹事会と協議会の構造等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア毎に要綱作成。市村が作成をする。 ・市村長の決裁も必要。令和4年4月1日施行。 ・幹事会と協議会の二重構想は辞める方向で考えるが、市村の判断で決めて良いことになる。 <p>②圏域連絡会のルールとエンジン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールを作らず、最低限の約束事だけで良いと思う。 ・サービスによって、他圏域と協議が必要なこともある。連絡会を緩やかな繋がりとする事で、集まりやすさもある。 ・現在2週間に1回、基幹相談支援センタースタッフ会議を開催している。（所長、機能強化コーディネーター、自立支援協議会事務局、基幹相談支援センター事務員、隔週で3市が集まっている）ここに市村

と松本保健福祉事務所が集まることで、圏域連絡会になる。

- ・年2～3回の市村の集まりは必要になるだろう。そこの開催は最低限決めておくのが良いと考える。行政視点だと、年3回程は必要だと思う。この時期は、6月、10月、2月頃が良いと思う。仮称「市町村連絡会」、基幹相談支援センターが音頭をとる。

③部会のあり方、プロジェクトのあり方

- ・部会やプロジェクトは各地域協議会の中で考える。部会のために協議内容を集めるということではだめなのではないか。

- ・課題が集まった時に集まるのがベスト。

④学校等の地域によって設置されていない機関と協議会の連携

- ・必要な課題に対し、集まり協議をしていく部会やプロジェクトに。定例で必要なのは市町村部会のみ。

- ・動向について情報を出していく必要がある。

⑤県協議会との連携について

- ・発達障がいサポートマネージャー、療育 Co の評価や推薦事務をどのようにしていくのか。

→ 推薦事務については、松本保健福祉事務所で県に確認をする。

評価については、これまで事務局で調整をしていた。今後については松本保健福祉事務所で県に確認をする。

- ・県協議会の委員については、県の協議会がどのようにしていくのかを決めている段階である。県の報告を受けてから考える。

⑥総合相談支援センターの報告先について

- ・令和4年度は全体での協議、令和5年度は地域ごと。1月11日の市町村部会で協議を行う。

(3) 意見交換

- ・協議会が変化することを圏域に向けて発信する。シンポジウム？学習会？

(4) このプロジェクトの今後について

- ・令和4年度第1回幹事会がなくなることに付託期間の変更

→ 2月の最終幹事会で期間終了。この先やることも含めて、2月の幹事会で最終報告を行う。

(5) その他

- ・地域移行部会を活用すると障害福祉計画に盛り込んである市村はどのようにするのか。

→ 部会報告に、今後市村で協議と記載しておく。